

期日前投票・不在者投票は
3月13日(金)からの予定です

とうひょう日 「選きよに行った？」 が合言葉

千葉県知事選挙が3月29日(日)に予定されています。
大切な一票です。棄権せずに投票しましょう。

投票日は
3月29日(日)
の予定です



期日前投票

投票日に仕事、買い物や旅行などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

期間 3月13日(金)～28日(土)の
毎日(予定)

時間 午前8時30分～午後8時

会場 市役所4階期日前投票所、
保健福祉館下総分館(下総支所)

1階期日前投票所、大栄支所1
階期日前投票所

指定病院・老人ホームなどでの不在者投票

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)中の人は、指定施設内で不在者投票ができます。

滞在先での不在者投票

仕事や旅行などで市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会
で不在者投票ができます。

郵便等による不在者投票

郵便等投票制度は、重度の身体障がいなどにより投票所に行くことが困難な人が、自宅で投票できるように設けられたものです。

この制度を利用するためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

郵便等による不在者投票ができる人

① 身体障害者手帳を持っている人
○ 両下肢または体幹の障がい
1級または2級の人

○ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい
1級または3級の人

○ 免疫の障がい
1級から3級までの人

○ 両下肢などの障がい
右記の程度に該当することについて知事が証明した人

② 戦傷病者手帳を持っている人

○ 両下肢または体幹の障がい
が特別項症から第2項症の人

○ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい
が特別項症から第3項症の人

○ 両下肢などの障がい
右記の程度に該当することについて知事が証明した人

③ 介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人

申請の手続き

申請は選挙に関係なく、いつでも受け付けていますので早めの手続きしてください。

① 申請書(申請者本人の署名が必要)に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて市選挙管理委員

会へ申請(申請手続きは代理の人で可)

② 後日、「郵便等投票証明書」が郵便等で自宅に送付

郵便等投票の代理記載制度

郵便等による不在者投票ができない人で、次の要件に該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た代理の人に書いてもらい投票することができます。

① 身体障害者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が1級」と記載されている人

② 戦傷病者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症」と記載されている人

※くわしくは市選挙管理委員会
(☎22-1111内線3152)へ。

お知らせ

3月29日(日)は選挙以外での市体育館の利用はできませんのでご注意ください。
※くわしくは市体育館(☎26-7251)へ。

投票・開票の速報

市ホームページ
<http://www.city.narita.chiba.jp>